

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、催し等の開催を中止・延期等をする可能性があります。開催の可否等については、事前に市ホームページで確認またはお問い合わせください。

その他施設(市外)

くらし 寝屋川流域協議会春の施設見学会

地下に25万リットル約90杯分の水を貯めることができる施設を見学します。

日時 5/10(日)10:00～16:00

場所 東大阪市花園中央公園内 松原南調整池

注意事項

▷階段の上り下りが必要です。

▷小学校低学年以下は保護者が同伴してください。

▷前日までの雨水を貯留している場合や、当日に大雨・洪水注意報が発令された場合は中止することがあります。

☎大東市水政課 ☎872-2181



消防 甲種防火管理新規講習会

消防法令により防火管理者の選任が必要な事業所で、異動等で防火管理者が不在となる場合には必ず受講してください。

日時 6/18(木)・19(金)

場所 枚方寝屋川消防組合消防本部5階
多目的ホール

対象 市内在住・在勤の防火管理資格取得希望者

定員 5人(先着) **費用** 4,000円

持ち物 甲種防火管理新規講習受講申込書兼受講票

申込・☎ 5/25(月)～29(金)に消防本部予防課
☎892-0012

notice

お知らせ

制度・業務

申請 コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを使って、全国のコンビニなどで証明書が取得できます。

利用時間 6:30～23:00

※5/2～5/6、12/29～1/3、メンテナンス日を除く。

利用できる店 セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン、平和堂、オークワ

取得できる証明 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明書と戸籍の附票の写し(住民登録および本籍が交野市の人のみ)、最新年度の本人の課税証明書(住民登録が交野市にあり、交野市で課税されている人のみ)

利用に必要なもの マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号

※住民基本台帳カードやマイナンバーの通知カードは利用できません。

☎市民課 ☎892-0121

申請 マイナンバーカード土曜日受付・交付

交付通知書や有効期限通知書を持ち、平日来庁できない人は、手続きにお越しください。また、申請時来庁方式による受付も行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 5/9(土)10:00～14:00

場所 市役所本館1階 市民課

※必ず本人がお越しください。

※混雑時は、お待ちいただくことがあります。

※申請時来庁方式については、ホームページまたは市民課までお問い合わせください。

☎市民課 ☎892-0121

子育て 児童扶養手当の定例払い

5月の定例払いは5/11(月)です。

この手当は、父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳になってから最初の3/31までの児童または一定の障がいがある場合は20歳未満の児童)を養育する母、監護し、かつ生計を同じくする父、または父母以外で児童を養育する人が受給できます。

受給には、公的年金給付との支給調整や本人と扶養義務者(同居の親族)の所得制限、支給要件などの条件があります。また、受給資格がなくなったときは、すぐに届け出をしてください。

☎子育て支援課 ☎893-6406

農業 農業者のための経営所得安定対策

主食用米を作付けしない水田にて、販売目的で野菜などの作物の生産を行う農業者に対し、国から面積払いで交付金を交付します。

制度詳細・営農計画書は、5月から水田の所有者・耕作者に順次郵送しています。届かない場合はお問い合わせください。

申込 営農計画書に必要な事項を記入・押印し、5/22(金)までに市農業再生協議会事務局

☎交野市農業再生協議会事務局 ☎892-0121

防災 木造住宅耐震化補助制度

耐震診断補助制度

対象 昭和56年5月以前に建築された木造住宅の所有者等

補助額 1戸あたり上限4万5,000円

耐震に関する各種工事等の補助

工事着手前に申請が必要です。また、対象とされない場合もありますので、事前にご相談ください。

①耐震改修工事補助制度

工事費用の80%(上限100万円)

②耐震シェルター設置補助制度

設置費用の70%(1戸あたり上限40万円または所得により60万円)

③木造住宅除却(解体)補助制度

上限40万円

対象 次の要件全てを満たす人

▷昭和56年5月以前に建築された木造住宅

▷耐震診断後の施工

▷所有者等の属する世帯の課税標準額が507万円未満

※いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎営繕課 ☎892-0121

防災 ブロック塀等撤去・改修補助制度

工事着手前に申請が必要です。また、対象とされない場合もありますので、事前にご相談ください。

対象 次に該当する塀の撤去・改修

▷国・府・市が管理する道路に面するコンクリートブロック塀・石垣・コンクリート塀・レンガ塀・土塀であること

▷撤去する塀の高さが60センチ以上であること

▷一部撤去の場合は撤去後の塀の高さを全て60センチ以下とすること

▷塀が道路に残ったり、水路等の公共施設に突出しないこと

▷改修により新たにブロック塀等を設置する場合は、その高さを全て60センチ以下とし、60センチを超える場合は軽量のフェンスとすること

▷改修により生垣を設置する場合は、1メートルあたり2本以上連続して植えること

※高さはいずれも道路面からの高さです

補助額 ①撤去:費用の80%(上限10万円)

②改修:費用の80%(上限20万円)

※②のみの補助を受けることはできません。いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎営繕課 ☎892-0121



防災 耐震補助金・ブロック塀等補助金に関する代理受領制度

4月から、「耐震補助金(耐震診断・耐震改修・除却)」と「ブロック塀等補助金(撤去・改修)」の受け取りに代理受領制度が利用できるようになりました。

この制度は、上記補助金の受け取りを、申請者に代わって工事等の実施業者が受け取る制度です。これにより、申請者は補助金を差し引いた費用を用意すればよくなり、立替費用の負担が軽減されます。

※代理受領は申請者と契約した業者に限ります。

☎営繕課 ☎892-0121